

事務連絡  
令和6年6月27日

各県立高等学校長様  
県立芦屋国際中等教育学校長様

財務課長

### 大阪府高校等授業料無償化制度（大阪府授業料支援）の周知について

このことについて、別添のとおり大阪府より送付がありました。当該制度は、兵庫県内の高等学校（専攻科を除く）、中等教育学校（後期課程）に在学する大阪府民の生徒を対象に、令和6年度の高校3年生（定時制・通信制は4年生を含む）から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を図るものであります。つきましては、可能な範囲で掲示いただきますようお願いします。

なお、当該制度については、対象生徒の保護者等から大阪府へ直接申請願います。制度内容の詳細については、大阪府ホームページをご覧いただか、府民お問い合わせセンターまでお問い合わせください。

#### 記

##### 1 就学支援金7月申請時における申請又は届出・通知

対象生徒が大阪府に授業料支援金を申請する際、就学支援金の所得超過による「不認定通知」又は「受給資格消滅通知」の写しの添付が必要となります。

令和6年度は現3・4年生、令和7年度は現2年生、現1年生が当該制度の対象となることから、令和6年度の就学支援金7月申請時には、全学年の対象生徒から就学支援金の申請又は届出を受け、対象生徒に対し令和6年7月～令和7年6月支給分（現3・4年生は～令和7年3月支給分）の審査結果（不認定通知）を通知願います。

##### 2 大阪府ホームページURL（国公立高等学校等授業料無償化制度（府独自制度）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/#musyo>

##### 3 制度に関する問い合わせ先

府民お問い合わせセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

対象生徒は、授業料を学校設置者（兵庫県）に納付した後、大阪府から授業料相当額が支給されます。従って、従来どおり授業料を徴収願います。